

平成 26 年度保安対策指針の新規項目及び実効性を高める取組等について(案)

平成 26 年 3 月 13 日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」（以下「保安対策指針」という。）は、LP ガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LP ガス事故の早期撲滅等の観点から、前年度に発生した LP ガス事故の原因、立入検査の結果等を踏まえ、LP ガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等について具体策を提示するもの。

1. 平成 26 年度保安対策指針の主な新規項目

平成 26 年度保安対策指針は、平成 25 年度の保安対策指針の内容を基本的に踏襲しつつ、新たに以下の点を追加。

(1) 保安機器の期限管理の徹底について

LP ガス販売事業者は、調整器、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等の保安機器については期限内に確実に交換すること。

(2) バルク貯槽等の 20 年検査に向けた体制準備について

LP ガス販売事業者等は、民生用バルク供給システムに使用されているバルク貯槽及び附属機器等のいわゆる 20 年検査に係る国等の検討状況の把握に努め、その準備に着手すること。

(3) 自主保安活動チェックシートの活用による保安の確保に向けた取組について

LP ガス販売事業者等は、より一層の保安確保の観点から、自主保安活動チェックシート（別紙）を活用して自らの保安活動を検証し、LP ガス販売事業者等に起因する事故はゼロを目指し、一般消費者等に起因する事故は最小にとどめるよう保安の確保に努めること。

(4) 集中監視システムの導入等について

LP ガス販売事業者等は、より一層の安全確保の観点から、保安管理の状況をリアルタイムに把握し、的確に、かつ、迅速な対応が可能となる集中監視について、その導入又は導入に向けた検討を行うこと。

(5) 自然災害対策の取組について

L P ガス販売事業者等は、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施する。特に、容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛けの推進や、新設又は取り替え時におけるガス放出防止型高圧ホースの設置を徹底すること。

2. 保安対策指針の実効性を高める取組

今後、より一層、保安対策指針の実効性を高め、自主保安活動の取組の促進を図る観点から、以下の点について取り組む。

(1) 行政機関による連携等の促進

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、事故防止への対策、法令違反への対応、自然災害対策への取組等について共有するとともに、立入検査においては、L P ガス販売事業者と保安機関の所管が行政機関によって異なる場合は可能な限り当該行政機関において合同して実施する。

(2) L P ガス販売事業者等の自主保安活動の把握等

L P ガス販売事業者等の自主保安活動の取組の促進を図る観点から、行政機関は、所管のL P ガス販売事業者等に対し、自主保安活動チェックシートの利用の把握に努めるとともに、特に一般消費者等に起因する事故撲滅の観点から同チェックシートの活用を促進させる。

3. 事故撲滅等のための更なる取組

経済産業省本省は、過去5か年間に於いて、行政処分・行政指導を受けたL P ガス販売事業者及び保安機関のうち、抽出した事業者に対して、法令遵守及び事故防止の観点から、立入検査又はトップヒアリング等を実施し、自主保安の取組に関するフォローアップを実施する。

自主保安活動チェックシート

申告書

登録事業者名
※事業所単位での申告の場合は別紙書式で事業所名を記載すること。

評価項目

(自主保安活動チェックシート)

I.保安方針

注)ここでの設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	いずれかに○	得点	備考
No. 1 保安体制・責任と権限の明確化						
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	5点	○ ×	点	5点又は0点
	(計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。)	実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	3点	○ ×	点	3点又は0点
	(検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	○ ×	点	2点又は0点

注意:別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分けて具体的に記入のこと。

No. 2 安全機器等の設置の取組

① ガス漏れ警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。 (設置率100%以下でも可[○]。)		2点	○ ×	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	① 法令義務施設以外の施設も含みます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	1点	○ ×	点	1点又は0点
② ガス放出防止器又はガス放出防止型高圧ホース	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		2点	○ ×	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	消費者拒否の場合は未設置となります。	1点	○ ×	点	1点又は0点
③ 漏えい検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可[○]。)		2点	○ ×	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス検出までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可。	1点	○ ×	点	1点又は0点

④ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率70%以下でも可[○]。)		2点	○ ×	点	2点又は0点
	導入率70%以上	消費者拒否の場合は未設置となります。	5点	○ ×	点	5点又は0点
⑤ 安全装置付きガスコンロ	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		1点	○ ×	点	1点又は0点
	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	○ ×	点	1点又は0点
⑥ ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		1点	○ ×	点	1点又は0点
	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	1点	○ ×	点	1点又は0点
⑦ 火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		1点	○ ×	点	1点又は0点
	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう火災警報器付き複合型警報器とは、火災警報器にガス漏れ警報器・CO(一酸化炭素)警報器が複合した警報器をいいます。	1点	○ ×	点	1点又は0点
No. 3 予防保全(期限管理)						
① 調整器の定期交換	I 類:S型は製造年月から10年、II 類:N型は製造年月から7年を経過した期限切れのものがいないこと。 (集合住宅等については一施設一台とする。)		5点	○ ×	点	5点又は0点
	I 類未交換率 II 類未交換率	期限切れ数 設置施設数	5点	○ ×	点	5点又は0点
② 高低圧ホースの定期交換	I 類:S型は製造年月から10年、II 類:N型は製造年月から7年を経過した期限切れのものがいないこと。		5点	○ ×	点	5点又は0点
	I 類未交換率 II 類未交換率	期限切れ数 設置施設数	5点	○ ×	点	5点又は0点
③ 定期交換の管理	上記①～②の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。		5点	○ ×	点	5点又は0点
④ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化設備・機器の一掃を推進している。	定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認し、老朽化した設備・機器の一掃を推進している。	2点	○ ×	点	2点又は0点
合 計			46点		点	

II. 保安管理体制

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	いずれかに ○	得点	備考
No. 1 資格者の確保						
従事者の資格(二級、設備士、業務主任者(代理者)取得状況)	150%以上	$\frac{\text{延べ資格者数}(*1)}{\text{販売法の販売事業に係る従事者数}(*2)} \times 100\%$ *1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者(代理者)取得者の合計数を指す。 *2「販売法の販売事業に係る従事者数」とは、販売法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。	5点	○ ×	点	5点、2点又は0点
	100%以上150%未満		2点	○ ×	点	
No. 2 設備工事						
配管箇面の保管	法定の保存期間(5年間)を超えて、全消費者の配管箇面を保管している。	配管箇面とは、LPガス設備全体の配管箇面をいいます。	5点	○ ×	点	5点又は0点
No. 3 CO(一酸化炭素)中毒事故防止対策						
① 不完全燃焼防止装置の付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器具や屋外設置式の燃焼器具の交換、及び老朽化設備の一時の推進するとともに、CO(一酸化炭素)中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	対象となる燃焼機器がない場合(全部が屋外設置や不完全燃焼防止装置付器具)は、老朽化設備を一掃することを推進し、CO(一酸化炭素)中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	3点	○ ×	点	3点又は0点
② 排気筒の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、排気筒の腐食、外れ、鳥の巣による閉塞、材料等の異常がないことを確認するとともに、消費者への排気筒の事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	○ ×	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器具の交換	開放式燃焼器具及び半密閉式燃焼器具について、未交換率が0%である(不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器具がない)こと。		5点	○ ×	点	5点又は0点
No. 4 埋設管の管理						
腐食測定の実施及び改善等	埋設管の点検・調査を要する施設について、全て腐食測定を行い、かつ、腐食測定で不合格となった施設について改善率が100%となっていること。	1. 「埋設管の点検・調査を要する施設」とは、一般家庭も含み、次のものを除いたものです。 ① S型マイコンメーター、漏えい検知装置等が設置されており、調整器から末端ガス検出までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるもの。 ② 壁貫通部、隠ぺい部、床下配管等で配管等の腐食を引き起こす可能性のある水、土等と接触していないことが明らかであるもの。 ③ PE管等腐食のおそれがないことが確認された施設。 (詳細は高圧ガス保安協会発行「埋設管維持管理マニュアル改訂版」を参照のこと。) 2. 腐食測定で不合格となり、その後の漏えい試験で漏えいがない場合は漏えい検知装置の設置でも、改善とみなす。	5点	○ ×	点	5点又は0点
合 計			25点		点	

III. 保安業務 (法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組)

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	いずれかに ○	得点	備考
No. 1 自主的な保安高度化の取組						
① 法定期間内における供給設備点検頻度	全消費者に対し、4年点検項目(定期供給設備点検)について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	1年に1回以上。	3点	○ ×	点	3点、2点、1点又は0点
		2年に1回。	2点	○ ×		
		3年に1回。	1点	○ ×		
② 法定期間内における消費設備調査頻度	全消費者に対し、4年調査項目(定期消費設備調査)について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	1年に1回以上。	3点	○ ×	点	3点、2点、1点又は0点
		2年に1回。	2点	○ ×		
		3年に1回。	1点	○ ×		
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		4点	○ ×	点	4点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置(CO(一酸化炭素)警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等)の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記載され実施記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っていること。		4点	○ ×	点	4点又は0点
No. 2 消費者保安啓発活動						
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例:保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		5点	○ ×	点	5点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例:LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。)		5点	○ ×	点	5点又は0点
③ 高齢者、障害者等に対する特別な保安活動	LPガスを使用する高齢者や障害者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。		5点	○ ×	点	5点又は0点
合 計			29点		点	

総合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)

	総合計	100点	—	点	—
--	-----	------	---	---	---

平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針（案）
（項 目）

I. 保安対策指針の位置付け

1. 自主保安活動を含めた保安対策の着実な実施
2. 事故の発生状況と法令遵守の状況
 - (1) 事故の発生状況
 - (2) 法令遵守の状況
3. 保安対策指針の策定

II. LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請4項目）及び重点事故防止対策3項目

1. 法令遵守の徹底
 - (1) 経営者の保安確保へ向けたコミットメント等
 - (2) LPガス販売事業者等の義務の再認識
 - (3) 保安教育の確実な実施
 - (4) 販売所・営業所単位での保安確保
 - (5) 事業譲渡時の保安業務の確実な実施
 - (6) バルク貯槽等の20年検査に向けた体制準備
2. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進
 - (1) 組織内のリスク管理の徹底
 - (2) 集中監視システムの導入等による自主保安活動の推進
3. 事故防止対策
 - (1) CO中毒事故の防止対策
 - ア) 業務用厨房におけるCO中毒事故の防止対策
 - イ) ボイラーにおけるCO中毒事故の防止対策
 - ウ) 住宅におけるCO中毒事故の防止対策
 - (2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策
 - ア) 一般消費者等に対する周知等による保安意識の向上
 - イ) 安全な消費機器の普及促進
 - ウ) 誤開放防止対策の推進
 - エ) ガス警報器の設置の促進等
 - オ) 消費設備調査の推進
 - カ) リコール対象品等への対応
 - キ) 長期使用製品安全点検制度への協力
 - (3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策
 - ア) 供給管・配管の事故防止対策
 - イ) 機器の事故防止対策
 - ウ) バルク供給に係る事故防止対策
 - (4) その他
 - ア) 質量販売に係る事故防止対策
 - イ) 積雪又は除雪ミスによる事故防止対策

4. 自然災害対策